

【改訂第3版（令和7年5月）】

角田市 第5次行財政集中改革プラン

（令和3年度～令和8年度）

令和3年3月



角田市

【改訂履歴】

版 数	日 付	内 容
1	令和４年４月１日	(1) P19・第４章（３）簡素で効率的な行政経営（行政のスマート化）・行革取組⑭「自治体システムの標準化を踏まえた次期基幹系システムの導入」について、標準仕様準拠の基幹系情報システムの導入を、国が示す期限（令和７年度）よりも１年前倒しで進めることとしていたが、一部の標準仕様書（データ連携関係）の公開が遅延している関係で、ベンダ側のシステムの開発・提供にも影響が出ており、当初想定したよりも、相当程度の期間を要することが判明したため、１年前倒しの導入方針を見送り、国が示す導入期限である令和７年度へ延伸したことから、成果指標を次のとおり改めました。 【修正前】 令和６年度 【修正後】 令和７年度 (2) 行政組織機構改革に伴い、P18-19・第４章（３）簡素で効率的な行政経営（行政のスマート化）・行革取組⑫及び行革取組⑭における以下の文言を次のとおり改めました。 ・財政課 → デジタル推進室 また、P19・第４章（３）簡素で効率的な行政経営（行政のスマート化）・行革取組⑬における以下の文言を次のとおり改めました。 ・財政課 → 財政課、デジタル推進室
2	令和５年４月１日	(1) P9・第３章の３．（２）推進体制について、行政経営推進委員会の解散に伴い、組織を変更し、次のとおり改めました。 【修正前】 市民や有識者等からなる「行政経営推進委員会」

		【修正後】 市民や有識者等からなる「長期総合計画等推進委員会」 また、P9・第3章の3.（2）推進体制図内の組織を併せて変更し、次のとおり改めました。 【修正前】 行政経営推進委員会 市民や有識者等 10名以内で構成 【修正後】 長期総合計画等推進委員会 市民や有識者等15名以内で構成 (2) P11・第4章第5次行財政集中改革プランの具体の取組項目の※以下の文言について、次のとおり改めました。 ・令和3年度 → 最終改訂年度 (3) 行政組織機構改革に伴い、P13・第4章（1）経常収支比率の改善（財政の構造改革）・行革取組③における以下の文言を次のとおり改めました。 ・まちづくり政策課 → 企画デジタル課 また、P16・第4章（2）臨時的収入の確保（稼ぐ市役所）・行革取組⑧における以下の文言を次のとおり改めました。 ・まちづくり政策課 → 企画デジタル課 また、P17・第4章（3）簡素で効率的な行政運営（行政のスマート化）・行革取組⑩における以下の文言を次のとおり改めました。 ・まちづくり政策課 → 企画デジタル課 また、P18-19 第4章（3）簡素で効率的な行政経営（行政のスマート化）・行革取組⑫、行革取組⑬及び行革取組⑭における以下の文言を次のとおり改めました。 ・デジタル推進室 → 企画デジタル課
--	--	--

版 数	日 付	内 容
3	令和 7 年 月 日	(1) 角田市第 5 次集中改革プランの見直しに伴い、 P13 第 4 章（１）経常収支比率の改善（財政の構造改革）・行革取組③における以下の文言を、次のとおり改めました。 【修正前】企画デジタル課、その他関係課 【修正後】総務課、企画デジタル課、教育総務課、 その他関係課 (2) 角田市第 5 次集中改革プランの見直しに伴い、 P13 第 4 章（１）経常収支比率の改善（財政の構造改革）・行革取組③の成果指標について、以下のとおり追加いたしました。 何を → 角田市公共施設個別施設計画及び 角田市学校施設個別施設計画 どのように → 計画の見直し いつまでに → 令和 7 年度 (3) 角田市第 5 次集中改革プランの見直しに伴い、 P15 第 4 章（１）経常収支比率の改善（財政の構造改革）・行革取組⑦の成果指標について、以下のとおり追加いたしました。 何を → 経常収支比率 どのように → 100%以上 いつまでに → 各年度 (4) 角田市第 5 次集中改革プランの見直しに伴い、 P16 第 4 章（２）臨時的収入の確保（稼ぐ市役所）・ 行革取組⑧の成果指標を次のとおり改めました。 【修正前】5 億円以上 【修正後】10 億円以上

		(5) 角田市第5次集中改革プランの見直しに伴い、 P16 第4章(2) 臨時的収入の確保(稼ぐ市役所)・ 行革取組⑧の成果指標について、以下のとおり追加 いたしました。 何を → ふるさと納税返礼品提供事業者数 どのように → 対前年度比5事業者増 いつまでに → 各年度
--	--	--

目 次

序 章	これまでの行財政改革の取り組みについて・・・・・・・・・・	1
第1章	今、角田市に起きていること	
1.	経常収支比率 105.2%の衝撃・・・・・・・・・・	2
2.	財政悪化の背景や今後の見通し・・・・・・・・・・	3
(1)	経常的収入の伸び悩み・・・・・・・・・・	3
(2)	経常的支出の増加・・・・・・・・・・	4
第2章	第5次行財政集中改革プランの目的と取組方針	
1.	本計画の目的・・・・・・・・・・	6
2.	3つの取組方針・・・・・・・・・・	6
(1)	「経常収支比率の改善（財政の構造改革）」・・・・・・・・・・	6
(2)	「臨時的収入の確保（稼ぐ市役所）」・・・・・・・・・・	6
(3)	「簡素で効率的な行政経営（行政のスマート化）」・・・・・・・・・・	6
第3章	持続可能な行政経営の実現に向けて	
1.	持続可能な行政経営の実現に向けて取り組むべきこと・・・・・・・・	7
(1)	事務事業の抜本的な見直し・・・・・・・・・・	7
(2)	投資的経費の徹底的抑制・・・・・・・・・・	7
(3)	公共施設等の統廃合・・・・・・・・・・	7
(4)	PPP（官民連携）の活用・・・・・・・・・・	7
2.	具体の取組項目の設定・・・・・・・・・・	8
(1)	課題の解決に繋がる取組項目の設定・・・・・・・・・・	8
(2)	目に見える成果指標・・・・・・・・・・	8
(3)	適正な取組項目数・・・・・・・・・・	8
3.	計画期間と推進体制・・・・・・・・・・	9
(1)	計画期間・・・・・・・・・・	9
(2)	推進体制・・・・・・・・・・	9
第4章	第5次行財政集中改革プランの具体の取組項目・・・・・・・・	11
巻末資料	用語の解説・・・・・・・・・・	20
	末尾に（※）のついた文言については、用語の解説で説明	

序 章 これまでの行財政改革の取り組みについて

行財政改革とは、その時代の行政需要、国・県の動向や指針、新制度対応や財政状況の改善等に対応するため、先進事例等も積極的に取り入れながら、組織や制度、行政経営や財政運営の在り方等を見直す取り組みです。

角田市では、これまでも長期総合計画を下支え・補完し、目指すべき都市像を実現させる一つの手段として行財政改革を推進しており、直近の平成 30 年度から令和 2 年度までは、「第 4 次行財政集中改革プラン（以下「前計画」という。）」により、「財政改革」「市役所改革」「地域力の創造」の 3 つを改革の柱とした取り組みを行ってきました。

前計画に次ぐ「第 5 次行財政集中改革プラン（以下「本計画」という。）」においても同様に、長期総合計画を下支え・補完する計画として、本市が抱える課題を解決し、持続可能な行政経営を実現するため、国の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」等における地方行財政改革の基本的な考え方等を踏まえながら、引き続き行財政改革を推進します。

これまでの行財政改革の経緯
【昭和 60 年度～昭和 62 年度】角田市行政改革大綱
【平成 8 年度～平成 12 年度】角田市行政改革大綱
【平成 11 年度～平成 15 年度】角田市第 3 次行政改革大綱
【平成 15 年度～平成 19 年度】角田市行財政再建計画
【平成 17 年度～平成 21 年度】角田市行財政集中改革プラン
【平成 22 年度～平成 25 年度】角田市新行財政集中改革プラン
【平成 26 年度～平成 29 年度】角田市第 3 次行財政集中改革プラン
【平成 30 年度～令和 2 年度】角田市第 4 次行財政集中改革プラン

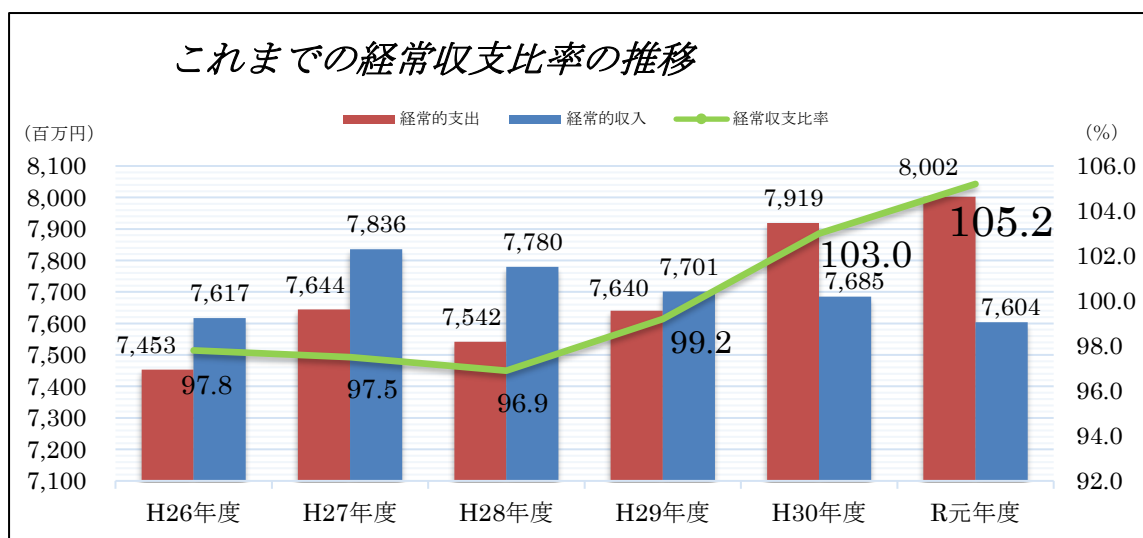
これから取り組むべき行財政改革
【令和 3 年度～令和 8 年度】角田市第 5 次行財政集中改革プラン

第1章 今、角田市に起きていること

1. 経常収支比率 105.2%の衝撃

経常収支比率とは、経常的な支出を、経常的な収入でどれだけ賄えているかの指標で、この指標が100%に近づくほど、臨時的な支出に対して余裕が無い状況となっており、100%を超えた段階で、市の預貯金（代表的なものに「財政調整基金（※）」があります。）の取崩しやふるさと納税等の臨時的な収入で、不足分を賄っているということになります。

本市の経常収支比率は、平成30年度決算で初めて100%を超え、令和元年度決算で105.2%となっており、この数字は、令和2年11月23日付けの日本経済新聞によれば、全国の市区でワースト3位となります。本市は、経常的な収入の範囲内で経常的な支出を賄うことができず、ふるさと納税等の臨時的な収入があることで、市の預貯金を減らすことなく、何とか収支の均衡を保っているような状況だと言えます。ふるさと納税寄附金が好調なこともあり、市の預貯金が直ちに枯渇し、財政が立ち行かなくなる状況には無いものの、今後の公債費の伸びを背景として経常的な支出が増加する中で、制度改正等により、ふるさと納税寄附金が無くなってしまった場合には、すぐにでも「財政危機宣言」を出さなければならない事態も想定されます。



令和元年度全国市区ワースト 10		
1	夕張市(北海道)	126.3%
2	御坊市(和歌山県)	107.4%
3	角田市(宮城県)	105.2%
4	御所市(奈良県)	104.3%
5	三浦市(神奈川県)	104.2%
6	天理市(奈良県)	103.9%
7	多久市(佐賀県)	103.6%
8	泉佐野市(大阪府)	103.1%
8	大東市(大阪府)	103.1%
8	宇陀市(奈良県)	103.1%

(令和2年11月23日「日本経済新聞」より抜粋)

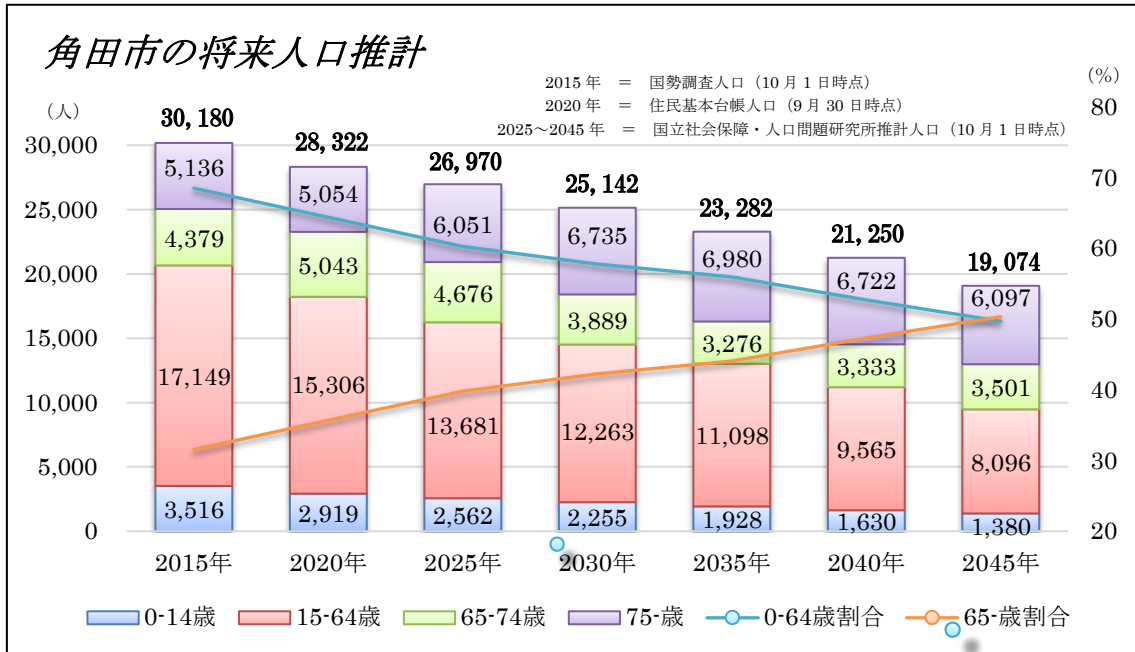
令和元年度宮城県内市部ワースト 10		
1	角田市	105.2%
2	石巻市	102.2%
3	多賀城市	101.9%
4	気仙沼市	101.3%
5	仙台市	98.7%
6	塩竈市	98.5%
7	栗原市	96.7%
8	名取市	95.1%
9	岩沼市	94.6%
10	大崎市	93.9%

(各市への聴き取りにより角田市が作成)

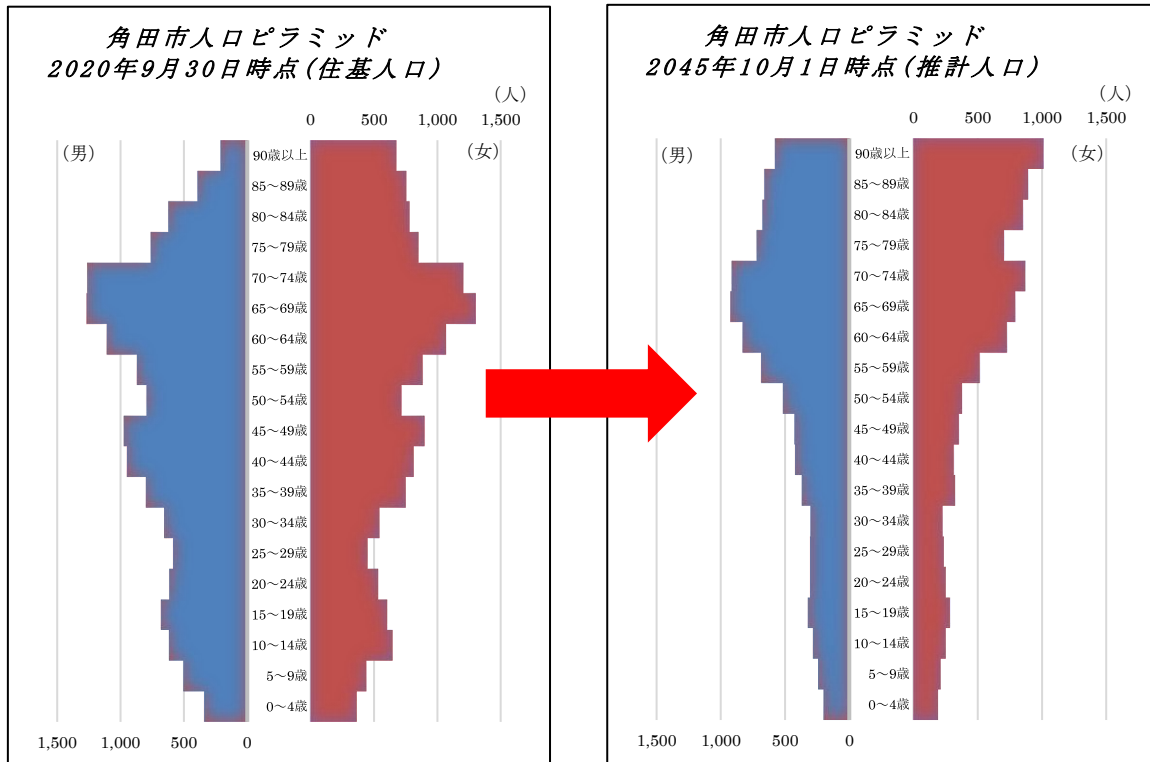
2. 財政悪化の背景や今後の見通し

(1) 経常的収入の伸び悩み

代表的な経常的収入の例として、市税や国から交付される普通交付税等が挙げられますが、これらは人口が減少すればするほど減っていきます。今後、更に加速する人口減少・少子高齢化の中で、これらの大幅な伸びを期待することは容易ではない状況です。



↑ 0-14歳及び15-64歳の人口が激減し、2020年と比べ、2045年にはどちらも約半数に、また、0-64歳までの人口と、65歳以上の人口の割合が半々となる。



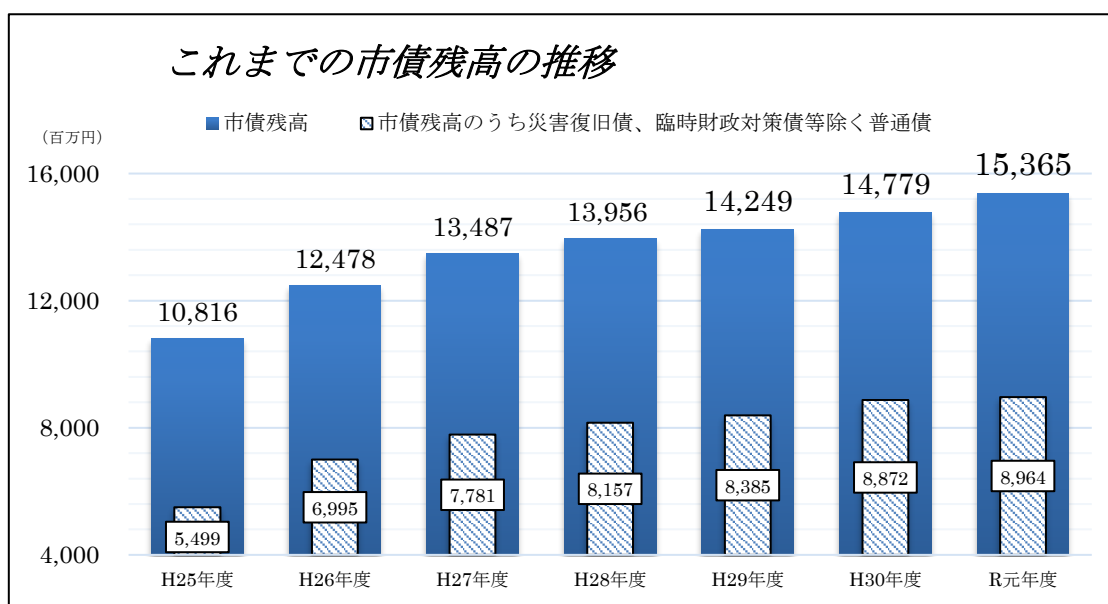
↑ 全体的な人口減少はもちろんのこと、まさに“少子高齢化”の進行が見て取れる。

(2) 経常的支出の増加

これまでに実施してきた市民センター、給食センター、道の駅等の整備により、市債残高は右肩上がりに、それに伴って借金の返済額である「公債費」も大きく膨れ上がっていきます。また、高齢者、障害者及び児童等への給付費からなる「扶助費」や会計年度任用職員制度（※）の導入等に伴う「人件費」についても同様に増加の傾向を示しており、このままでは「経常的支出＞経常的収入」の状況がますます拡大するばかりとなってしまいます。

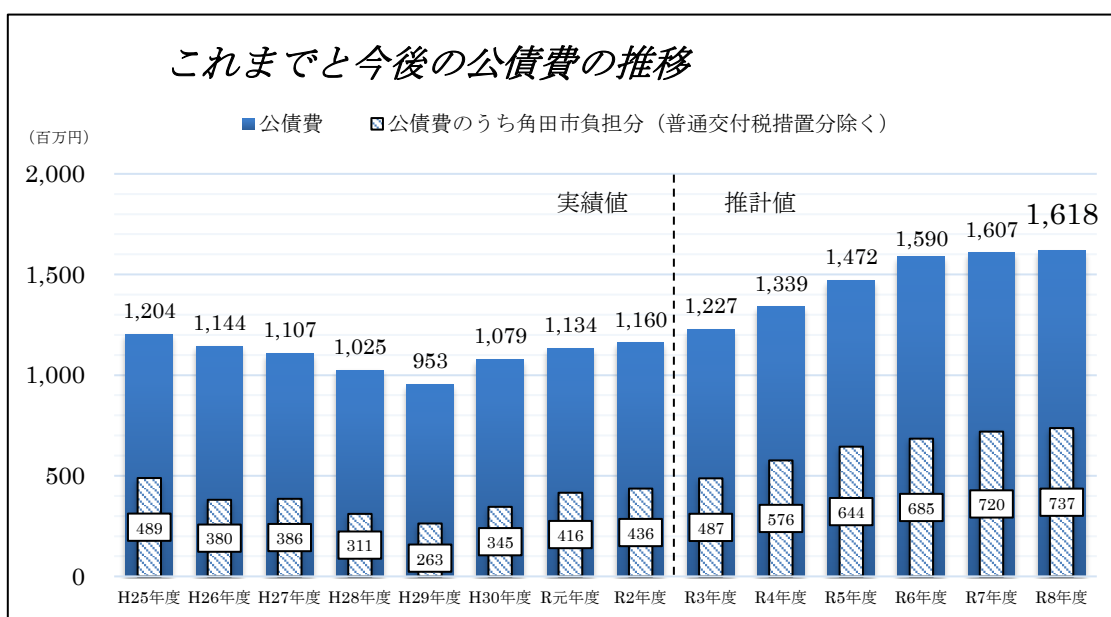
「これまでの市債残高の推移」

過去の施設整備の実施等により、市債残高は大幅な右肩上がりとなっている。



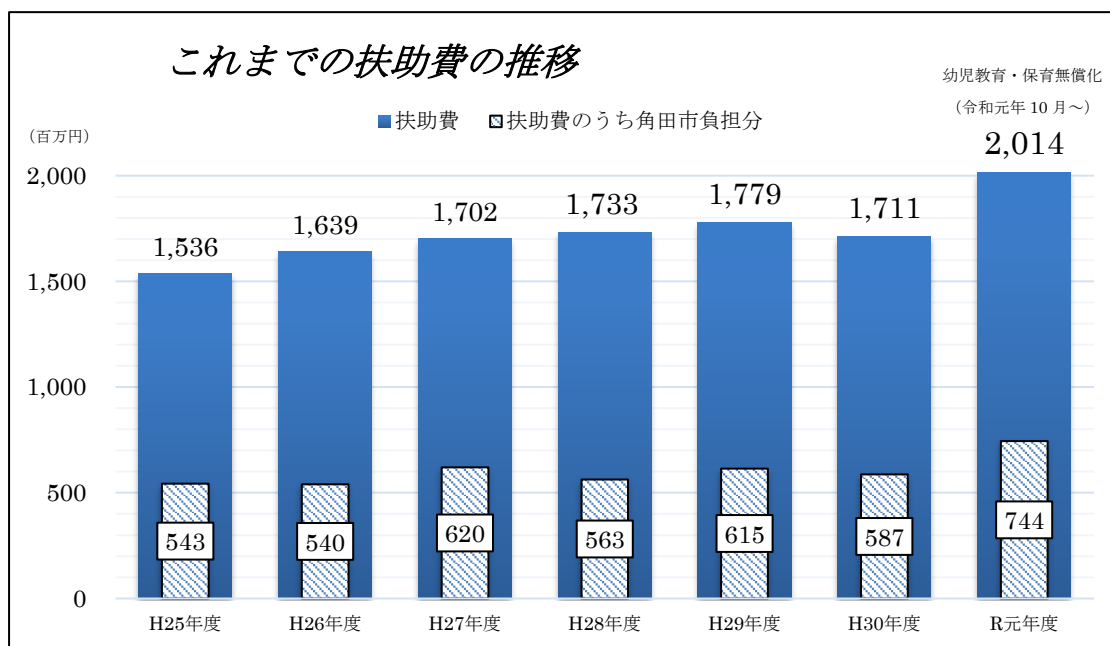
「これまでと今後の公債費の推移」

市債残高の上昇に伴い、公債費も膨れ上がっていく。平成29年度と令和6年度の推計を比べると、約1.8倍にまで増加する。



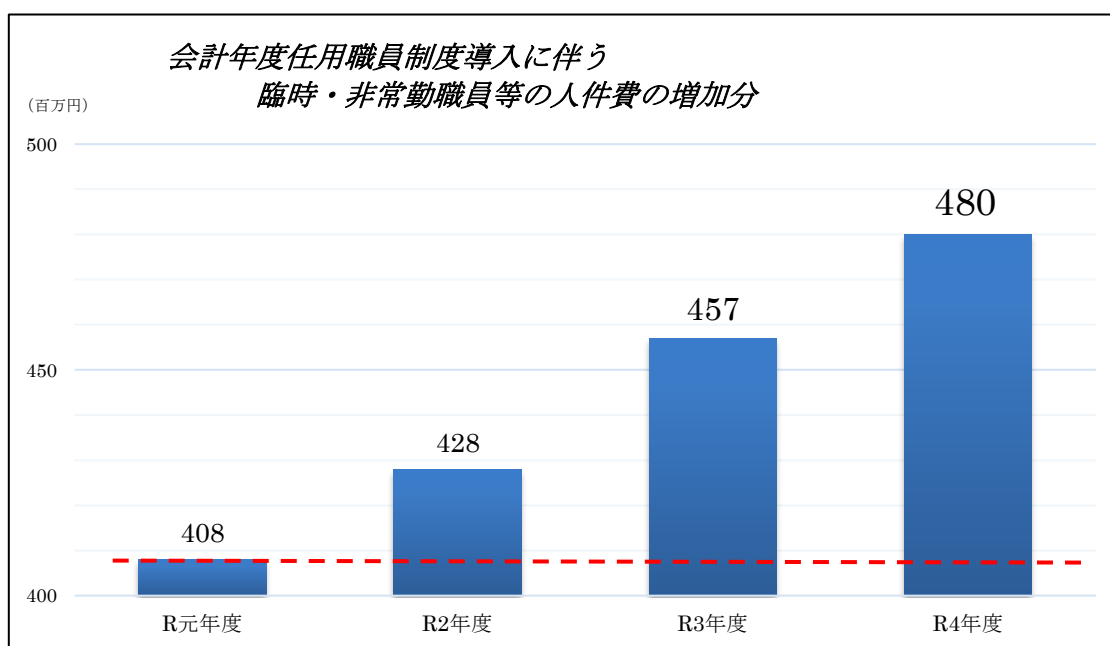
「これまでの扶助費の推移」

扶助費についても同様に右肩上がりの状態が続いており、今後加速する少子高齢化社会においては、更に増え続けると考えられる。



「会計年度任用職員制度導入に伴う臨時・非常勤職員等の人件費の増加分」

人件費においては、会計年度任用職員制度の導入により、主にその賞与分が段階的に増加。制度導入前の令和元年度の臨時・非常勤職員等人件費に比べ、その人数に変動が無いと仮定した場合、賞与の支給額が満額となる令和4年度では約 8,000 万円増加する推計となる。



第2章 第5次行財政集中改革プランの目的と取組方針

1. 本計画の目的

本計画の目的は、行財政改革を推進し、本市の危機的な財政状況の悪化に歯止めをかけ、持続可能な行政経営を実現することにあります。従って、本計画は、前計画の「財政改革」「市役所改革」「地域力の創造」の3つからなる改革の柱のうち、「財政改革」に重点化し、計画期間中は財政状況の改善に注力します。

将来の人口推計を見据えて、事務事業の改廃等による予算規模の縮小、公共施設の統廃合や民間活用、行政組織機構の見直し等も含め、あらゆる分野においてダウンサイジング化を進めることこそが、財政状況の改善へ繋がる唯一の道筋となります。

このことを実現するためにも、本市の財政状況が改善されるまでの当分の間は、財政破綻の回避に向け、ふるさと納税等をはじめとする臨時的収入の確保にも努める必要があります。また、中長期的には、企業誘致の実現により、経常的収入を確保し、歳入面からの経常収支比率の改善も図っていきます。

2. 3つの取組方針

本市の財政状況の改善等に向け、計画期間内において重点的に取り組むべき項目を具体化するため、「経常収支比率の改善」「臨時的収入の確保」「簡素で効率的な行政経営」の3つを取組方針とします。

(1) 「経常収支比率の改善（財政の構造改革）」

経常収支比率を改善するために、事務事業の見直し、^{とうしてきけいひ}投資的経費（※）の抑制、公共施設の統廃合及び^{びーびーびー}PPP（※）（官民連携）の活用等をはじめとする徹底的な経常的支出の削減を行うとともに、中長期的には、企業誘致の実現等による経常的収入の確保も図っていきます。

(2) 「臨時的収入の確保（稼ぐ市役所）」

上記の経常収支比率の改善に向け、あらゆる取り組みを進めるとしても、その全てが一朝一夕では達成し得ないことから、ふるさと納税や^{きぎょうばん}企業版ふるさと納税（※）、^{のうぜい}未利用公有資産の売却等による臨時的収入の確保にも努める必要があります。

(3) 「簡素で効率的な行政経営（行政のスマート化）」

新型コロナウイルス感染症対策等をはじめとして、市役所の業務量は益々増加しており、効率的で機動的な組織体制の構築や職員数の適正化が急務となっている一方で、この厳しい財政状況の折、総人件費の伸びをある程度抑制していく必要があることから、事務事業の見直しに加え、^{えーあい}AI・^{あーるびーえー}RPA（※）等の^{あいしーていー}ICT（※）の積極的な活用や行政手続のオンライン化等をはじめとする市役所のデジタルトランスフォーメーション（※）の推進により、事務省力化や業務効率化を図り、これからの時代に即した簡素で効率的な行政経営を目指します。

第3章 持続可能な行政経営の実現に向けて

1. 持続可能な行政経営の実現に向けて取り組むべきこと

本市の財政状況を改善し、持続可能な行政経営を実現するためには、徹底的な歳出の削減が最優先であることから、「第2章、2、（1）経常収支比率の改善（財政の構造改革）」に係る取り組みのうち、特に次に掲げる事項を中心にあらゆる角度から改革を断行していきます。

（1）事務事業の抜本的な見直し

公債費負担の平準化を図るため、残債の全部又は一部の繰上償還や借換えにより償還期間の延長が可能か検討するほか、需用費や委託料等の物件費や法令の義務付けのない市単独事業・補助金・扶助費等についても、その支出の根拠及び効果を十分に検討し、他自治体の実施状況や水準等を勘案した上で、ゼロベースで見直しを進めていきます。

（2）投資的経費の徹底的抑制

投資的経費については、本市の財政状況が改善されるまでの当分の間、国・県の補助が無いもの又は補助があっても本市の一般財源により支出する割合の高いもの（起債により後年度負担となる場合も含む。）については、災害復旧事業、長寿命化対策事業及び防災減災対策事業等の真に必要なものを除き、原則抑制するものとします。

また、次年度への事業の繰り越しがある場合については、次年度において要求する新規事業のうち、当該繰越事業相当分をさらに次々年度以降に繰り延べするものとし、会計年度間の事業費と事業量の平準化を図ります。

（3）公共施設等の統廃合

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により、今後とも必要とされる公共施設等については、大規模改修や長寿命化改修等により耐用年数の延長を図りつつも、当初の使命を終えたと思われるものについては、積極的に統廃合の検討を進めます。

（4）PPP（官民連携）の活用

市が所有する公の施設のうち、特に文化複合施設や集約された体育施設等について、コスト削減とサービス向上の両立が図られる場合には、公募により幅広く民間業者等の参入を促し、施設一帯の包括的な指定管理者制度の導入を目指します。

これらをはじめとする取り組みを推進することにより、経常収支比率の改善や市債残高の適正化等を図るとともに、財政調整基金残高を各年度12億円以上確保し、持続可能な行政経営を目指すものとします。一般的に健全な財政運営を行う上で適正とされる財政調整基金残高については、標準財政規模（※）の10%以上とされております。この考え方によれば、本市の標準財政規模はおおよそ80億円であることから、その10%にあたる8億円が適正な残高となります。しかしながら、今後の人口減少・少子高齢化の進展や様々な社会情勢の変化等に対応することはもとより、頻発する自然災害へも対処していくためには、更なる余力が必要だと思われるので、8億円の1.5倍の12億円以上の確保を目指すものです。

2. 具体の取組項目の設定

本計画における3つの取組方針を推進するため、以下の考え方を基に、具体の取組項目を設定します。

(1) 課題の解決に繋がる取組項目の設定

個々の取組項目だけに着眼することのないよう、本来の課題は何なのか、また、その原因と解決手段は何なのかを結び付けた取組内容とし、常に課題の解決を意識できるものとします。

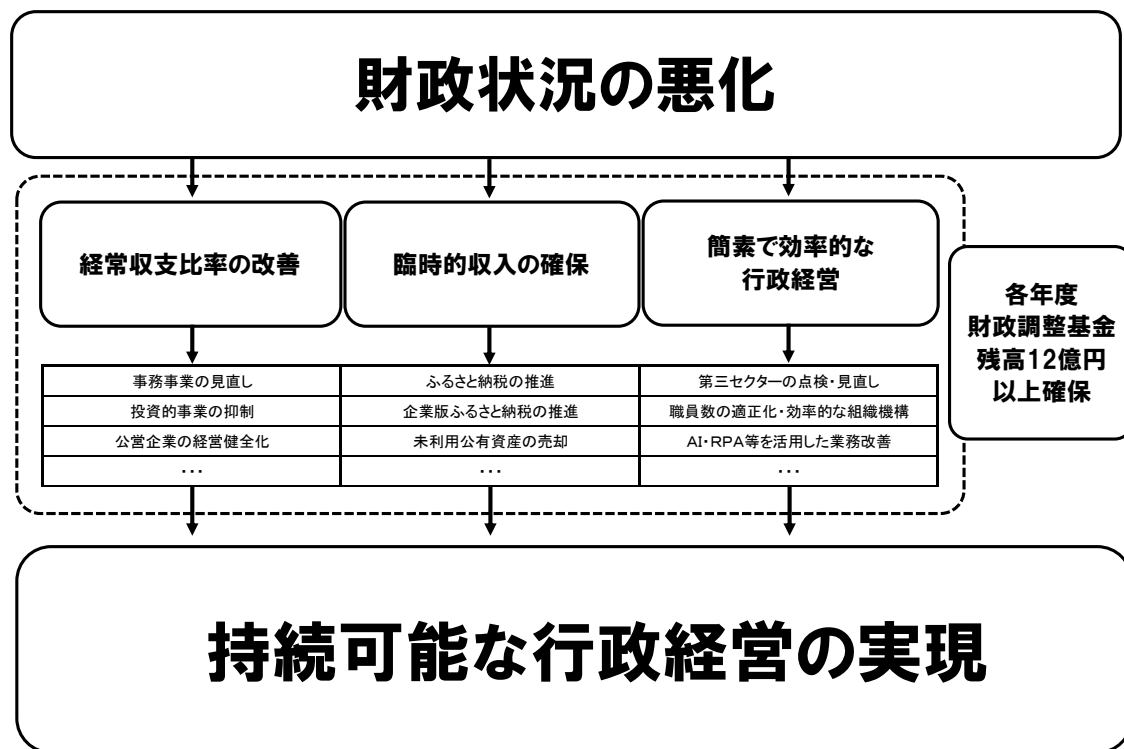
(2) 目に見える成果指標

取組項目を推進することにより得られる成果指標については、原則的に、曖昧で効果を感じづらい成果指標ではなく、“どのくらい”の成果を“いつまでに”達成するのか、目標値や時期を明確に設定します。

(3) 適正な取組項目数

前計画では、取組項目が48項目あり、その進捗管理も煩雑であったため、喫緊の課題に注力し、取組内容の明確化・シンプル化を図るため、選択と集中により取組項目数を3分の1以下にします。

3つの取組方針ごとに設定した具体の取組項目については、P11以降の「第4章 第5次行財政集中改革プランの具体の取組項目」において、詳細な取組内容や成果指標を示しています。



3. 計画期間と推進体制

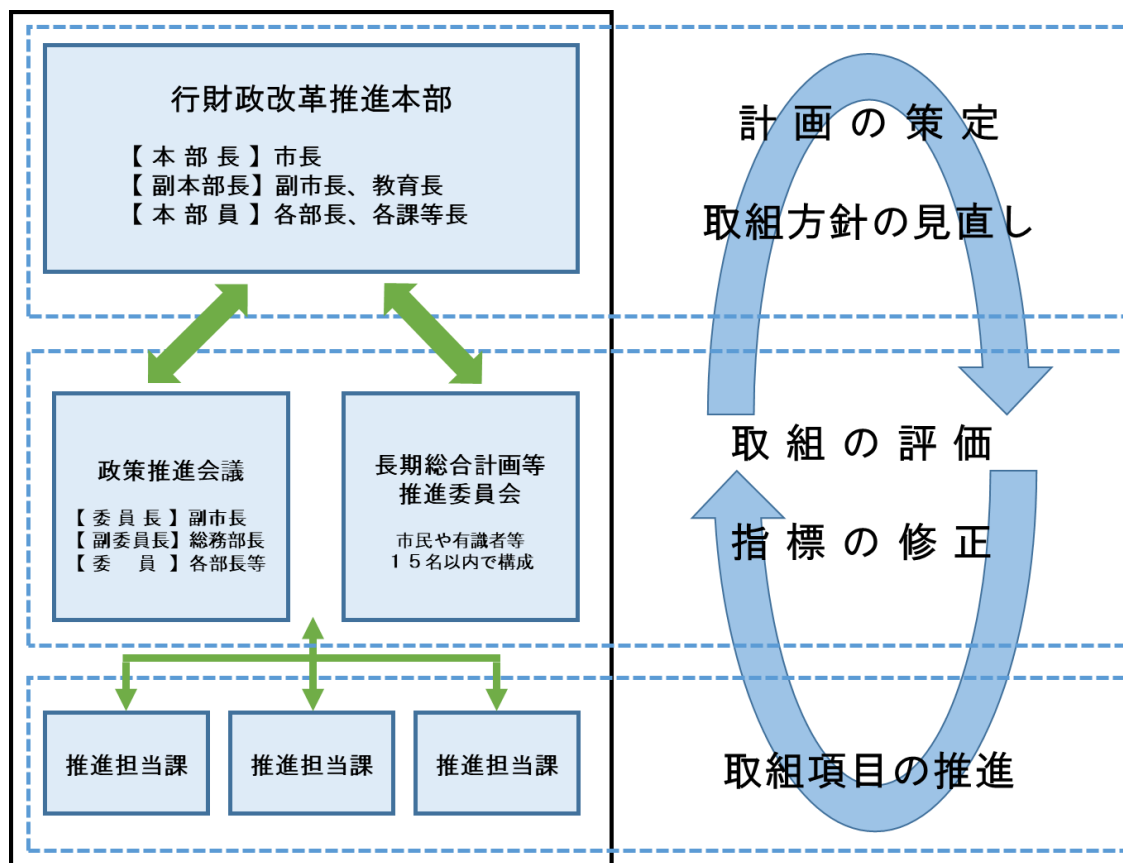
(1) 計画期間

本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）までの6ヵ年
からなる中期的な計画とし、折り返し時期となる3ヵ年目においては、取組項目の進捗状況や
成果について改めて効果検証し、取組方針自体の見直しや重点化等を検討します。

(2) 推進体制

本計画の着実な推進を図り、確実な実効性を担保するため、市長を本部長とする「行財政改
革推進本部」や、副市長を委員長とする「政策推進会議」、市民や有識者等からなる「長期総
合計画等推進委員会」等を中心に、毎年度進捗管理を行い、その内容を公表しながら、目標達
成に向けて全庁的に取り組むものとしします。

なお、具体的取組項目において、本来の進むべき方向性に齟齬が生じた場合等については、
適宜修正を行いながら、進捗管理していくものとしします。



第4章

第5次行財政集中改革プランの 具体の取組項目

※各取組項目における推進担当課につきましては、最終改訂年度の行政組織機構改革を踏まえた新たな組織名称としております。

（１）経常収支比率の改善（財政の構造改革）

行革取組①	財源確保と事務事業の抜本的な見直し		
取組内容	(1) 国県補助金等の財源確保（事業を行う全ての課等） 事業を実施する課等にあつては、常に財源を意識した事業遂行を心掛けるとともに、財源の獲得に向けて、直接又は市長会等の様々なルートを通じて、国や県に対して積極的な要望活動を実施するほか、満額採択されない場合にあっては、他の財源の確保や事業執行の延伸等を行うものとします。 (2) 事務事業の抜本的な見直し（財政課、事業を行う全ての課等） 公債費負担の平準化を図るため、残債の全部又は一部の繰上償還や借換えにより耐用年数の範囲内で償還期間の延長が可能か検討するほか、需用費や委託料等の物件費や法令の義務付けの無い市単独事業・補助金・扶助費等についても、その支出の根拠及び効果について十分に検証し、他自治体の実施状況や水準等を勘案した上で、ゼロベースで見直しを進めます。		
推進担当課	財政課、事業を行う全ての課等		
成果指標	何を	どのくらい	いつまでに
	経常的支出額	対前年度比削減	各年度

行革取組②	投資的経費と年間起債額の徹底的抑制		
取組内容	(1) 投資的経費の徹底的抑制 投資的経費については、本市の財政状況が改善されるまでの当分の間、国・県の補助が無いもの又は補助があっても本市の一般財源により支出する割合の高いもの（起債により後年度負担となる場合も含む。）については、災害復旧事業、長寿命化対策事業及び防災減災対策事業等の真に必要なものを除き、原則抑制するものとします。 (2) 会計年度間の事業の平準化 原則、次年度への事業の繰り越しがある場合については、次年度の新規事業について、当該繰越事業相当分を次々年度以降に繰り延べするものとし、会計年度間の事業費と事業量の平準化を図ります。		
推進担当課	財政課、事業を行う全ての課等		
成果指標	何を	どのくらい	いつまでに
	市債残高 (災害復旧債及び臨時財政対策債等を除く)	20億円以上削減 (残高：90億円→70億円)	令和８年度

(1) 経常収支比率の改善（財政の構造改革）

行革取組③	公共施設等の統廃合の推進及び廃止後の利活用策の検討		
取組内容	公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により、今後とも必要とされる公共施設等については、大規模改修や長寿命化改修等により耐用年数の延長を図りつつも、当初の使命を終えたと思われるものについては、積極的に統廃合の検討を進めます。		
推進担当課	総務課、企画デジタル課、教育総務課、その他関係課		
成果指標	何を	どのくらい	いつまでに
	統廃合する公共施設等 (条例改正等により既に統廃合が決定した施設を除く)	7施設以上	令和8年度
	何を	どうする	いつまでに
	角田市公共施設個別施設計画及び角田市学校施設個別施設計画	計画の見直し	令和7年度

行革取組④	指定管理者制度の導入等をはじめとするPPP（官民連携）の推進		
取組内容	(1)指定管理者制度導入の推進 市が所有する公の施設のうち、特に文化複合施設や集約された体育施設等について、コスト削減とサービス向上の両立が図られる場合には、公募により幅広く民間事業者等の参入を促し、施設一帯の包括的な指定管理者制度の導入を目指します。 (2)民間委託の推進 市の業務のうち、民間委託によりコスト削減と業務効率化が図られるものについては、積極的に導入を推進します。		
推進担当課	財政課、その他関係課		
成果指標	何を	どのくらい	いつまでに
	新たに公募により指定管理者制度を導入した公の施設	1施設以上	令和8年度

（１）経常収支比率の改善（財政の構造改革）

行革取組⑤	市税等の収納率の向上		
取組内容	(1)徴収対策の推進（<u>税務課、その他債権管理課</u>） 市税、保険料、保育所保育料、下水道使用料等の公債権（こうさいけん）（※）及び住宅使用料、水道料金等の私債権（しさいけん）（※）の収納率向上のため、積極的な納付催告等を行い、着実な滞納整理を実施します。 (2)債権管理条例の制定（<u>財政課</u>） 債権管理については、統一的な基準に基づく、庁内共通の手法を確立することが、収納率向上や事務効率化を図る上で大変有用であることから、債権管理条例等の早期制定に向け、取り組みを進めます。 (3)新たな税収の確保（<u>商工観光課</u>） 新たな企業誘致を実現し、税収と雇用の確保を図るため、工業用地造成等の事前準備を目的としたプロジェクトチームによる検討を進めます。		
推進担当課	税務課、その他債権管理課、財政課、商工観光課		
成果指標	何を	どのくらい	いつまでに
	市税収納率	96.1%以上	令和５年度
		97.7%以上	令和８年度

行革取組⑥	使用料・手数料の見直し		
取組内容	受益者負担の観点から、行政サービスの内容に応じた適正な負担となるよう見直しを検討します。特に、公共施設等においては、長寿命化にかかる維持管理コストに見合った使用料となっているか改めて検証するとともに、曖昧な減免の適用が行われないう、減免規定の明確化・厳正化を図るほか、現在無償で貸出ししている施設等の受益者負担等も検討します。		
推進担当課	財政課、その他関係課		
成果指標	何を	どうする	いつまでに
	使用料・手数料の見直し （公営企業を除く）	条例改正	令和４年度

(1) 経常収支比率の改善（財政の構造改革）

行革取組⑦	公営企業の経営健全化		
取組内容	(1)上水道事業 未納者対策として啓発・催告等を実施し、水道料金の収納率を高めるとともに、経営戦略に基づいた経営基盤の強化を図り、単年度収支が黒字であることを示す経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）（※）100%以上を維持します。 (2)下水道事業 公営企業として独立採算性の原則に立ち、一般会計補助金等の減額に向けて、未接続世帯や企業への接続勧奨について推進していくほか、下水道使用料の改定を行います。		
推進担当課	上下水道事業所		
成果指標	何を	どうする	いつまでに
	下水道使用料の見直し	条例改正	令和4年度
	経常収支比率	100%以上	各年度

（２）臨時的収入の確保（稼ぐ市役所）

行革取組⑧	ふるさと納税等による自主財源の確保		
取組内容	(1)ふるさと納税の確保（財政課） ふるさと納税について、角田市らしい商品開発等を含めた返礼品の充実や特設サイト等を活用した積極的なPRにより、更なる受納額の確保に努めます。 (2)企業版ふるさと納税の確保（企画デジタル課） 企業版ふるさと納税についても、地方創生に資する事業推進の財源確保のため、企業訪問の実施や自治体と企業を結ぶ民間のマッチングサービス等を活用し、受納額の確保に努めます。		
推進担当課	財政課、企画デジタル課		
成果指標	何を	どのくらい	いつまでに
	ふるさと納税寄附金受納額	10億円以上	各年度
	ふるさと納税返礼品提供事業者数	対前年度比5事業者増	各年度

行革取組⑨	未利用公有資産の売却・貸付の推進		
取組内容	未利用公有資産について、積極的に売却・貸付等を推進し、遊休状態の解消を図るとともに、臨時的収入の確保に努めます。		
推進担当課	総務課		
成果指標	何を	どのくらい	いつまでに
	公有資産売却・貸付額	1億5千万円以上	令和8年度

（３）簡素で効率的な行政経営（行政のスマート化）

行革取組⑩	第三セクター及び市の各種団体等の点検・見直し		
取組内容	(1)第三セクターの点検・見直し（企画デジタル課、農林振興課、商工観光課、財政課） 本市が最大の出資割合となっている第三セクター（「（公財）角田市地域振興公社」「（公社）角田市農業振興公社」「株式会社まちづくり角田」）について、債務超過（さいむちょうか）（※）によって市が損失補償や貸付等を行うことの無いよう、経営状態の把握に努め、点検・指導を行います。 (2)市の各種団体等の点検・見直し（各種団体所管課） 市が事務局を担う各種団体等について、事務局機能の団体への移管を検討するとともに、その役割が他団体と重複していないかどうか、時代に見合ったものか等を見極め、統廃合の観点から見直しを行います。		
推進担当課	企画デジタル課、農林振興課、商工観光課、財政課、各種団体所管課		
成果指標	何を	どのくらい	いつまでに
	債務超過となっている第三セクター数	0 団体	各年度

行革取組⑪	職員数の適正化及び機動的かつ効率的な行政組織機構の構築		
取組内容	(1)職員数の適正化 定員適正化計画に基づき、正職員及び会計年度任用職員の適正配置並びに今後の定年延長への対応等も含め、職員数の適正化を図ります。 (2)機動的かつ効率的な行政組織機構の構築 少子高齢化・人口減少社会の到来、行政需要の多様化、国の新制度への対応等、本市を取り巻く環境が厳しさを増している中で、限られた人員で最大の効果を発揮し、効率的かつ機動的で市民サービスの一層の充実に資する組織体制とするため、必要に応じた行政組織機構の見直しを行います。		
推進担当課	総務課		
成果指標	何を	どのくらい	いつまでに
	総職員数 （派遣職員を除く）	13人の減 （673人→660人）	令和8年4月1日

(3) 簡素で効率的な行政経営（行政のスマート化）

行革取組⑫	A I ・ R P A 等の I C T を活用した業務改善の推進		
取組内容	A I ・ R P A 等の I C T の積極的な活用により、業務の効率化・省力化や更なる市民サービスの向上等を図ります。 令和元年度において、働き方改革の一環として、総務省の補助事業等を活用し、R P A の試験導入・実証実験等を行った成果を踏まえ、今後はその横展開と適用業務の拡大に向け、新規開拓を図っていきます。		
推進担当課	企画デジタル課		
成果指標	何を	どのくらい	いつまでに
	A I ・ R P A 等の導入による削減業務時間数	1,500時間以上	令和8年度

行革取組⑬	行政手続等の押印廃止とオンライン化の推進		
取組内容	新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び新たな生活様式の確立に向け、行政手続における書面規制・押印・対面規制の抜本的な見直しが急務となっている中で、本市においても、行政手続等の押印廃止の取り組みに加え、国のマイナポータル・ぴったりサービス（※）等の活用により、行政手続等のオンライン化を推進し、行政の効率化と市民サービスの向上の両立を図ります。		
推進担当課	財政課、企画デジタル課		
成果指標	何を	どのくらい	いつまでに
	オンライン手続数	25手続以上	令和8年度

（３）簡素で効率的な行政経営（行政のスマート化）

行革取組⑭	自治体システムの標準化を踏まえた次期基幹系システムの導入		
取組内容	国では、地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、令和７年度までに、国が策定する標準仕様に基づく基幹系システム（きかんけいしすてむ）（※）の導入を地方公共団体へ義務付けることとしており、本市においても当該仕様に準拠した基幹系システムを導入します。 ただし、その導入にあたっては、現行システムよりも、より低廉で、利便性の高いシステムを調達することを基本方針とし、他ベンダー（※）への乗換えや近隣自治体等との自治体クラウド（じちたいくらうど）（※）化等も含め検討するものとします。		
推進担当課	企画デジタル課		
成果指標	何を	どうする	いつまでに
	基幹系システム	導入	令和７年度

巻末資料

用語の解説

【あ 行】

「ICT」【読み】あいしーていー（P 6, 18）

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。情報通信技術。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す言葉。

「RPA」【読み】あーるぴーえー（P 6, 18）

Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略。人がパソコン上でマウスやキーボードを使って作業するようなデータの検索・入力・転記等の単純定型業務を、パソコン上のソフトウェアを使って代行処理させるもの。

「AI」【読み】えーあい（P 6, 18）

Artificial Intelligence（アーティフィシアル・インテリジェンス）の略。人工知能。データ・情報・知識の学習等により、言語の理解や推論、問題解決等の知的行動を人間に代わってコンピュータ等に行わせる技術。

全国の自治体においては、AIチャットボット（※）を活用したホームページ上への24時間問合せ窓口の設置やAI-OCR（※）を活用した手書き書類の文字読み取り等での活用事例がある。

※「AIチャットボット」：AIに事前学習させたQ&Aを基に、市民からの問い合わせに対し、チャット形式の自動会話プログラムを用いて対応するサービス。

※「OCR（おーしーあーる）」：Optical Character Recognition（オプティカル・キャラクター・レコグニション）の略。手書きや印刷された文字を、イメージスキャナ等で読取り、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術。AI-OCR（えーあい・おーしーあーる）は、従来のOCR技術にAIを搭載し、前後の文字や学習データから文字を連想し、手書きの読取りづらい文字を認識することが可能。

【か 行】

「会計年度任用職員制度」【読み】かいけいねんどにんようしょくいんせいど（P 4, 5）

地方公務員法の改正により、臨時職員や非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を図ることを目的として、令和2年4月1日から創設された制度で、これまでの臨時職員や非常勤職員については、会計年度任用職員に統一され、期末手当等の支給が可能となるほか、正規職員と同様に服務規程の対象となるもの。

また、採用にあたっては、原則公募となり、1会計年度（4月1日から翌年3月31日）の間に、必要とされる期間を任期として勤務することとなる。

「基幹系システム」【読み】きかんけいしすてむ（P 19）

住民記録、税、福祉等、自治体の主要な業務を処理する情報システム。現在、国では、業者間のシステム移行や制度改正に伴うシステム改修のコスト削減等を図るため、基幹系システムについて標準仕様書を作成し、自治体が令和7年度までにこの標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。

「企業版ふるさと納税」【読み】きぎょうばんふるさとのうぜい（P 6, 16）

企業が、地方公共団体の実施する地方創生関連事業に対して寄附をした場合、損金算入措置（約3割）に加えて、法人住民税などの税額控除（約6割）が受けられ、最大で寄附額の約9割が軽減される制度で、企業にとっては、実質約1割の負担で、社会貢献事業が行える等のメリットがある。

「経常収支比率」【読み】けいじょうしゅうしひりつ（P 2, 6, 7, 8, 15）

地方自治体において、「経常収支比率」という経営指標は2つの意味合いを持っており、1つ目は、P 2で言う経常収支比率（※）で、これは、地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標であり、経常的収入を分母、経常的支出を分子とし、100%を超えると経常的収入の範囲内で経常的支出を賄いきれていないことを表している。

一方で、独立採算性を原則とする、地方自治体の公営企業（水道事業等）においては、経常収支比率の分子分母の考え方が反対となっており、経費を分母、収益を分子とし、コストが料金によって、どれだけ賄えているかを示す指標で、100%を超えれば黒字となる。

※ 経常収支比率（一般会計）＝ $\frac{\text{経常的支出}}{\text{経常的収入}}$ …収入の範囲内でコストがちゃんと賄えているか

※ 経常収支比率（公営企業会計）＝ $\frac{\text{収益}}{\text{経費}}$ …コストが収入によってどれだけ賄えているか

「公債権」【読み】こうさいけん（P 14）

公法上の原因（行政処分等）に基づき発生する債権で、時効期間の経過により自動的に消滅する。滞納が発生した場合、自治体自らが強制徴収できる強制徴収公債権（【例】市税、保険料、保育所保育料等）と、裁判所の手続きによらなければ強制徴収ができない非強制徴収公債権（【例】各種施設使用料等）に区分される。

【さ 行】

「財政調整基金」【読み】ざいせいちょうせいききん（P 2, 7, 8）

年度間の財源調整のために積み立てられる地方公共団体の基金。家計に例えれば、預貯金に当たる。

「債務超過」【読み】さいむちょうか（P 17）

負債の総額が資産の総額を超えている、つまり、資産をすべて売却しても、負債を返済しきれない状態。貸借対照表上、正味財産（又は純資産）がマイナスとなっていれば債務超過だと言える。

「私債権」【読み】しさいけん（P 14）

私法上の原因（契約行為等）に基づき発生する債権で、時効期間が経過しても、時効の援用が無い限り消滅しない。私債権は、公債権の非強制徴収公債権と同様に、裁判所の手続きによらなければ強制徴収はできない。

「自治体クラウド」【読み】じちたいくらうど（P 19）

情報システムを外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由により複数の自治体で共同利用するもので、一般的に、単独で運用するよりも、複数団体に運用した方が、スケールメリットにより、調達・運用コストの削減が図られると言われている。

【た 行】

「デジタルトランスフォーメーション」（P 6）

Digital Transformation；DX。情報技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念で、特に自治体のデジタルトランスフォーメーションと言う場合には、「自治体システムの標準化・共通化」「マイナンバーカードの普及促進」「行政手続のオンライン化」「AI・RPAの利用推進」「テレワークの推進」等がその取り組みとして挙げられる。

「投資的経費」【読み】とうしてきけいひ（P 6, 7, 1 2）

「投資的経費」とは、「普通建設事業費（ふつうけんせつじぎょうひ）」と「災害復旧事業費（さいがいふっきゅうじぎょうひ）」に分けられる。前者の「普通建設事業費」とは、「道路、橋梁、学校、庁舎等の公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費」を言い、「災害復旧事業費」とは、「降雨、暴風、洪水、地震その他の災害によって被害を受けた施設等を原形に復旧するのに要する経費」を言う。

【は 行】

「PPP」【読み】ピーピーピー（P 6, 7, 1 3）

Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略。公共と民間が連携して公共サービスの提供を行うもので、PFI（※）、指定管理者制度、包括的民間委託等が含まれる。

※「PFI」：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術力を活用して行う手法。

「標準財政規模」【読み】ひょうじゅんざいせいきぼ（P 7）

地方自治体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用できる収入）の規模を表すもので、通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となるもの（標準財政規模＝標準税収入額等合計＋普通交付税交付額＋臨時財政対策債発行可能額）。

「ベンダー」（P 1 9）

情報システムのハードウェアやソフトウェアの供給元企業。

【ま 行】

「マイナポータル・ぴったりサービス」（P 1 8）

マイナポータルとは、国が運営するオンラインサービスで、ポータルサイト上で、行政機関からのお知らせを受け取ることや子育てや介護をはじめとする行政手続の検索及びオンライン申請がワンストップで行えるもので、このうち後者のオンライン申請を行えるサービスを「ぴったりサービス」と言う。

総務部財政課

TEL : 0224-63-1068 FAX : 0224-62-4829
E-Mail : zaisei@city.kakuda.lg.jp